

## 区立自転車駐車場管理業務の受託事業者による不正行為について

公益社団法人杉並区シルバー人材センター（以下「センター」という。）に管理を委託している区立自転車駐車場において、従事者による不正行為があり、区に損害が生じました。

本件について、センターから区への損害賠償額を含めた和解条件の提示があり、協議を進めた結果、以下のとおり示談により和解しましたので、報告します。

### 1 不正行為の概要及び区の損害額

	不正行為の概要	区の損害額
富士見ヶ丘北自転車駐車場	従事者が利用者から受領した駐車場使用料の一部を区に納入せず、事務経費等に流用していた。	376,417円 *平成25～29年度の5年間で区に納入されなかった335,000円に、遅延損害金(年5%)を加えた額
3駅4か所(西荻窪西、南阿佐ヶ谷第一・第二、桜上水北)の自転車駐車場	従事者が利用者から受領した駐車場使用料の一部を一旦プールし、紛失等により不足した使用料の補てんに充当していた。	123,600円 *区に納入されなかった駐車場ごとの年額に、20年もしくは開設からの年数を乗じた合計額 ※不正行為の開始時期が特定できないため、消滅時効に基づいて遡る。ただし、開設から20年に満たない駐車場については、開設からの実年数とする。

### 2 和解の内容

#### (1) 和解の条件

- ・センターは、区立自転車駐車場の管理・運営業務に従事した会員の不正行為について、使用者責任があることを認める。
- ・センターは、使用者責任に基づき、杉並区に対し、本件により生じた損害に対する賠償金として、金500,017円の支払義務のあることを認め、同額を平成30年8月10日までに支払う。
- ・杉並区は、今後いかなる事情が生じても前号の金額以外には、センターに対し、損害賠償その他名目の如何を問わず、一切の請求をしない。
- ・センターは、本件について深く陳謝する。
- ・センターは、公金を適正に管理するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 和解の理由

センターが和解の条件を誠実に履行するとともに、区の損害が、センターから全額返還されることにより補てんされることを確認したため。

### 3 再発防止の取り組み

- ・区立自転車駐車場の全従事者に対する研修の実施《センター》
- ・複数人による使用料の確認と帳簿への署名の徹底《センター》
- ・使用料徴収時の領収書交付の徹底《センター》
- ・自転車駐車場管理業務受託事業者に対する研修会の開催《区》
- ・自転車駐車場管理業務マニュアルの改定《区》